

※用語の解説

【財政全般】

普通会計	個々の地方公共団体で会計の範囲が異なっており、財政比較や統一的な掌握が困難なため、総務省の定める基準により地方財政統計上用いられている会計
早期健全化基準	地方公共団体の財政の健全性に関する基準。財政健全化法で規定された実質公債費比率(市25%)、将来負担比率(市350%)等のいずれかの基準値を超過した地方公共団体は、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が義務づけられる。
財政調整基金及び減債基金	年度間の財源の不均衡を調整するため、及び市債の償還を計画的に行うための基金

【歳入関係】

地方譲与税	国税として徴収した税を、一定の基準により地方公共団体に譲与するもの(地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税など)
地方消費税交付金	事業として行った商品の販売、サービスの提供等の取引に対して課税される都道府県税。その2分の1が都道府県に、残りの2分の1が人口と従業者数の割合で地方消費税交付金として市町村に分配される(ただし、消費税引上分の地方消費税に係る市町村交付金は全額人口により按分して交付される)
地方交付税	<p>国税(所得税・法人税・酒税・消費税)の一定割合を財源として、全ての自治体が一定の行政サービスを提供できるよう、財源の保障と不均衡を調整する一定の基準により地方公共団体に交付されるもの。</p> <p>地方交付税の総額は、国の予算編成時期に策定される「地方財政計画」の中で決定され、一定のルールに基づき地方公共団体ごとに算定された額が配分される。</p>
普通交付税	普通交付税は、地方交付税の総額の94%を占め、各地方公共団体の財源不足額(基準財政需要額が基準財政収入額を超える額)に対して交付される。
特別交付税	特別交付税は、総額の6%を占め、普通交付税の算定に反映することのできなかった特別な財政需要(災害等)を考慮し、普通交付税の機能を補完し交付されるもの。
基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するために必要な一般財源を一定の方法によって算定した額
基準財政収入額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で徴収が見込まれる税収等を一定の方法によって算定した額
市債(通常債)	市が投資的事業等を実施する場合に、国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと(主に、学校や道路・公園などの建設事業の財源)

※用語の解説

臨時財政 対策債	地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となる特例的な地方債。本来、地方交付税として交付されるべき額の不足分を直接市が借金をして調達するもの(借金の元利償還金は、後年度の普通交付税に100%算入される)。
-------------	---

【歳出関係】

人件費	職員の給料や手当、議員や各種審議会の委員などに支払われる報酬などの経費
扶助費	社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障がい者等に対して行う各種支援に要する経費
公債費	市が借り入れた借金(市債や一時借入金)の元利償還金など
普通建設事業費	道路、橋りょう、学校、公園などの公共施設の新増設などに要する経費
災害復旧事業費	災害によって生じた被害の復旧に要する経費
物件費	賃金や旅費、備品購入費、物品のリース料、施設管理のための光熱水費や委託料などの経費
維持補修費	市が管理する建物や市道、農林道など公共用施設の修繕経費
補助費等	各種団体や個人に対する補助金、市が参加する団体等への負担金など
積立金	特定の支出目的や年度間の財源の不均衡の調整等に備え、積立てる経費
投資及び出資金	公共的団体等の資本金を増やすことに要する経費
貸付金	経済政策などにより市が企業や個人などに必要な資金の貸付を行う経費
繰出金	一般会計から下水道事業や国民健康保険事業などの特別会計に支出される経費
予備費	緊急的に支出しなければならない場合など、万一のときのために備えておく経費
義務的経費	その支出が義務づけられており、任意に節減できない硬直性の高い経費 (人件費、扶助費、公債費)
投資的経費	社会資本整備など支出の効果が長期にわたり資本形成に向けられる経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)
その他の経費	義務的経費、投資的経費以外の経費 (物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金、予備費)